吸収分割に係る事後備置書面

（会社法施行規則 189 条及び第 201 条に定める書面）

2024 年 9 月 26 日
株式会社ノイアット
株式会社コレックホールディングス

吸収分割に関する事後開示書面

吸収分割承継会社　東京都豊島区南池袋二丁目３２番４号
株式会社ノイアット
代表取締役　池本　大介

吸収分割会社　東京都豊島区南池袋二丁目３２番４号
株式会社コレックホールディングス
代表取締役　栗林　憲介

株式会社ノイアット及び株式会社コレックホールディングスは、2024 年 4 月 12 日付で締結しました吸収分割契約に基づき、2024 年 9 月 1 日付で吸収分割を実施しましたので、会社法施行規則 189 条及び第 201 条の規定により、下記事項を開示いたします。

１．吸収分割の効力を生じた日
2024 年 9 月 1 日

２．吸収分割会社における法的手続の経過
①会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過
該当する事項はありません。
②会社法第 785 条の規定による手続の経過
吸収分割会社は、会社法第 785 条の規定に基づき、2024 年 5 月 13 日に株主に対し電子公告により通知しましたが、反対株主による株式買取請求はありません。
③会社法第 787 条の規定による手続の経過
該当する事項はありません。
④会社法第 789 条の規定による手続の経過
吸収分割会社は承継させる債務につき重畳的債務引受けをするため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

３．吸収分割承継会社における法的手続の経過
①会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過
該当する事項はありません。
②会社法第 797 条の規定による手続の経過
吸収分割承継会社は、会社法第 797 条の規定に基づき、2024 年 6 月 24 日に株主に対し官報公告により通知しましたが、反対株主による株式買取請求はありません。
③会社法第 799 条の規定による手続の経過
吸収分割承継会社は、会社法第 799 条の規定に基づき、2024 年 6 月 24 日付けで、本件吸収分割に異議のある債権者は一定の期間にこれを申し出るよう、官報による公告及び知れたる債権者に対し催告書による通知を行いましたが、本件吸収分割に異議を述べた債権者はありません。

４．本件吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、2024 年 9 月 1 日をもって、吸収分割会社の「アウトソーシングに関する事業」に関して有する権利義務、契約上の地位等を承継しました。

５．本件吸収分割にかかる変更の登記をした日

令和 6 年 9 月 2 日

６．その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上